

芦屋市DV対策基本計画 施策一覧（全事業一覧）

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和元年度事業実施目標	令和元年度取組実績内容	令和元年度取組実績数値	評価	評価理由	令和2年度実施計画	所管課	分類
1	啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	広報紙に年間を通じて「DV相談室からのお知らせ」を掲載し、DV相談室の周知を行った。多様な媒体を通じた周知については、男女共同参画センター通信ウイザスやお困りです課発行の「相談窓口のご案内」などの掲載を継続して行った。	令和元年度は、広報紙へ毎月掲載、センター通信ウイザスはすべての号（季刊紙4回発行）に掲載	B	継続的に広報紙への掲載を行い、またセンター通信等に掲載できたため。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
2	啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	2 芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	芦屋市DV相談室の周知につながる手法を検討する。	相談カードを配架するのではなく、市役所の庁舎内のトイレや市内のスーパーなどに相談先を周知するチラシを掲示することなどを検討した。		B	相談の際に、どこで芦屋市DV相談室を知ったのか相談者に聞いているが、トイレの相談カードと回答する相談者がいないため、トイレなどに相談カードを置くのではなく、多くの人の目に留まる周知方法を検討した。	芦屋市DV相談室を周知するチラシを庁舎内やスーパーなど多くの人が利用する場所に掲示する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
3	啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	3 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DVについての講座を開催する。	DVに関する市民向けの公開講座は実施できなかったが、男女共同参画センター登録団体の定例会議にて、DV相談を含む相談を受けた時の対応について、職員より説明を行った。		B	DVに関する市民向けの公開講座は実施できなかったが、登録団体の定例会議参加者へ、DV相談について周知することができた。	DVについての講座を開催する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
4	啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	職員向けにDVについての研修を開催する。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議と兼ねて職員研修を実施した。	実施回数1回（令和元年11月14日） 42人受講	A	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議の中でDV被害者支援に係る連携・情報管理についての研修を行うことができた。また、事前調査への回答により、関係各課の被害者支援の状況や課題が情報共有でき、連携を強化することができた。	職員向けにDVについての研修を開催する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
5	啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	・新任職員研修（後期）で「男女共同参画推進」についての講義を実施 ・全職員対象に、「特定事業主行動計画・男女共同参画推進研修」を実施	・新任職員研修（後期）では、「男女共同参画推進」についての講義を実施 ・係長級以下の職員を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発のための「男女共同参画研修」を実施	各年1回 ダイバーシティ等の観点から男女が性差なくより活躍できる社会の実現に向けて理解向上に努めた。	B	新任職員への男女共同参画研修の中で、DV被害者支援についても講義することで、職員のDVに対する理解を向上させることができた。また、なぜ働き方改革やワーク・ライフ・バランスが必要なのかを学ぶことができた。	・新任職員研修（後期）でDVを含み「男女共同参画推進」についての講義を実施 ・全職員対象に、「特定事業主行動計画・男女共同参画推進研修」を実施	人事課	2：継続
6	啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	5 庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発ができなかった。		C	多くの職員が閲覧できるシステムとなっているが、必要な情報の検討などを行っていないため、庁内システム（グループウェア）を活用した啓発ができなかった。	職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	1：発展・充実
7	啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	2 DV被害者発見時の対応力の向上	6 DV被害者支援マニュアルの整備	DV被害者支援マニュアルを整備する。	DV被害者支援マニュアルの整備に向け、関係課と掲載内容についての検討や情報共有を行った。		B	マニュアルの中身について、関係課と掲載内容の検討や情報共有を行った。	DV被害者支援マニュアルを整備する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
8	啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	3 二次被害の防止のための啓発	7 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	関係機関との連携時や職員研修の際に、DV被害についての聞き取りに配慮するように伝えるなど、二次被害を防止するよう努めた。		B	関係機関との連携時や研修時に、二次被害とないように配慮をお願いするなど啓発につながったため。	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にした啓発を行う。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
9	啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、デートDVに関するチラシを、市内高校3年生に配布し、啓発を行う。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、デートDVに関するチラシを、市内高校3年生に配布し、啓発を行った。	高校3年生（約900人）に学校を通じてチラシを配布	B	これまで高校生へ直接的な啓発は行っていないが、市内高校生にチラシを配ることで、啓発することができたため。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、高校生へチラシを配布し、出張授業を行う等効果的な啓発方法の実施を検討する。	人権・男女共生課 (旧：男女共同参画推進課)	2：継続
10	啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供するとともに、自らの命を大切に学習を実施する。	中学3年生に対して、総合的な学習時間の中で「人との関係づくり」に関連する授業の中で学ぶ機会を設けた。	中学3年生を対象に、事前学習1時間、学習会2時間を実施した。	B	デートDVに特化したものではないが、「人との関係づくり」についての授業の中で、デートDVやLGBTについて取り上げ、学ぶ時間を設けた。その他日々の関連する授業の中においても、デートDVについて取り上げ、啓発することができた。	中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない学習を実施する。	学校教育課	2：継続
11	啓発・教育の充実	3 学校等における啓発・教育	2 教職員等への啓発・教育の実施	9 職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要なため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	対象となる幼児児童生徒が在籍する学校園を中心に実施。スクールカウンセラーを講師とする研修会も実施。	研修会を学校園において、年2回実施した。	B	内容を維持しながら継続したものであった。	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。	学校教育課	2：継続
12	相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	10 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等への出席し、相談員の資質向上に努める。	兵庫県で開催する研修や民間支援団体が開催する研修へ積極的に参加し、相談員の資質向上に努めた。		B	相談に影響が出ない範囲で研修等に出席することができた。	研修等への出席し、相談員の資質向上に努める。	DV相談室	2：継続
13	相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	11 スーパービジョンの実施	「兵庫県DV防止・被害者保護計画（平成31年～令和5年）」内で、スーパーバイズ等による相談員の対応力向上が示されているため、県からの情報収集に努める。	県内配偶者暴力相談支援センター連絡会議で、県からスーパーバイズについての情報発信があったが、困難ケース等がなく、利用しなかった。		B	困難ケースなど随時の判断を必要とする場合がなかったため。	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	DV相談室	2：継続
14	相談体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	2 関係機関との連携の強化	12 芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を職員し、連携体制を強化した。	実施回数1回（令和元年11月14日） 42人参加	B	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議の中でDV被害者支援に係る連携・情報管理についての研修を行うことができた。また、事前調査への回答により、関係各課の被害者支援の状況や課題が情報共有でき、連携を強化することができた。	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、連携体制を強化する。	DV相談室	2：継続
15	相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV被害者の状況に応じて、必要な相談の情報提供や相談先との連携を行い、被害者支援のための相談などの情報提供を行った。	DV被害者からの電話・来所相談の際に、相談内容に応じて、男女共同参画センターの女性のための相談などの情報提供を行った。		B	必要に応じて、相談機関の情報提供を行うことができたため。	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行い、被害者支援に努める。	DV相談室	2：継続
16	相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…第1水曜日13時～16時に実施（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…340人 ・司法書士による法律相談…183人 ・家事相談…40人 ・こころの整理相談…26人	A	相談内容を的確に把握し、必要な専門相談を案内することで問題の早期解決に努めた。 心の悩みを話して、気持ちの立て直しを図る相談として、精神保健福祉士による「こころの整理相談」を令和元年度より始めた。 各課で開催している市民相談を集約し、相談力レンダーを作成。周知を進めた。	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	お困りです課	2：継続

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和元年度事業実施目標	令和元年度取組実績内容	令和元年度取組実績数値	評価	評価理由	令和2年度実施計画	所管課	分類
17	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	人権相談等において相談があった場合は、状況に応じ関係機関と連携を行い、相談者の適切な支援へ繋ぐ。 LGBT電話相談のチラシ・電話相談カードを活用して市民に広く周知し、相談件数を増やす。	1 特設人権相談の開設 2 全国一斉「女性の権利ホットライン(電話相談)」の周知、啓発ポスター掲示により市民に広く周知・啓発を図った。掲示場所：市役所庁舎内・公共施設等(11月)、ホームページに掲載 3 LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談(平成31年2月開設)	1 相談件数：9件(24回)うち、女性の権利に係るものは無し 3 相談件数：32件(24回) 経費：381,000円	B	1 法務局や人権擁護委員と連携し、予定通り24回開設することができた。相談事業について、啓発事業を通して多くの市民に周知することができた。 2 啓発ポスターを市内公共施設等に掲示することで、市民に相談窓口の周知を図ったことは評価できる。 3 専門相談員による相談のため、当事者のほか家族、友人、支援者などにも相談の機会を広げることができた。また、チラシ・電話相談カードを作成し、多くの市民に周知、啓発を図ることができた。	・人権相談等において相談があった場合は、状況に応じ関係機関と連携を行い、相談者の適切な支援へ繋ぐ。 ・パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う広報特集にて相談事業の紹介をするともに、LGBT電話相談のチラシ・電話相談カードを活用して市民に広く周知することで相談件数を増やす。	人権・男女共生課(旧：人権推進課)	2：継続
18	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。		相談件数 1件	B	受付した職員への対応は市民の方に満足していた。外国語での情報提供や相談体制などは今後も改善してまいりたい。	外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。	広報国際交流課	2：継続
19	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	相談者の状況に応じて、DV相談室の情報提供を行った。		B	必要に応じて、相談機関の情報提供を行ったため。	相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	人権・男女共生課(旧：男女共同参画推進課)	2：継続
20	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と連携し会議を開催した。被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行った。	令和元年度虐待通報件数 73件	B	通報件数が増加したなかで虐待事案に対して迅速に会議運営や相談対応等を行った。	虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	高齢介護課	2：継続
21	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る。	該当事案と思われる事案があった場合に、関係機関との連携・情報提供を行った。	対象となる事案は1件あった。	A	対象の事案において連携を行うことができたため。	DV被害者だけでなく加害者も含め、関係機関との連携・情報提供を行う。	障がい福祉課	2：継続
22	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	継続して実施	被害者から相談があった場合は、男女共同参画センターに連絡・情報提供を行い、支援を行った。	随時行った。	B	問題発覚から連携して問題解決を行っていたため。	継続して実施	生活支援課	2：継続
23	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談または電話での相談に応じ、関係機関と連携し情報提供を行った。	令和元年度実績：7件	B	関係機関と連携を行いながら、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供が行えたため。	関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	子育て推進課(こども係)	2：継続
24	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	早期発見と、次につなげ支える支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員の育成。	外来患者・電話相談などの相談には「DV相談室」を提示し、説明と同意を得るようし、DV相談室に事前連絡。高齢者の場合は、ケアマネジャー・地域包括支援センターへ相談と支援の連携を行っている。高齢者に関しては、月1回芦屋市役所高齢介護課・市立芦屋病院事例検討会議を開催し連携を行っている。 虐待マニュアル(高齢者、障がい者、児童、DV)改訂と配布、全職員に啓発と周知目的に勉強会を開催	入院1件支援、外来のみ5件支援(うちDV相談室連携1件、ケアマネジャー2件、警察1件、市役所養護老人ホーム保護2件)	A	令和元年度虐待マニュアル改訂し院内全職員に啓発と周知のため各職種別に勉強会を実施したことにより、意識の向上に努めた。医師・看護師からの発信連絡があり、DV相談室へ連絡相談した事例あり。 シェルター・養護老人ホーム利用に向けて診察など、今後の生活に向けて医療機関としての役割を遂行していることも評価できる。	早期発見と、次につなげ支える支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員の育成。	市立芦屋病院地域連携室	2：継続
25	相談体制の充実	被害者の状況に応じた相談体制の充実	2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	市ホームページにおいて周知を行う。	苦情等への相談窓口や申出処理制度利用について周知を行っていない。他市のホームページなどの情報収集を行った。		C	苦情等への相談窓口や申出処理制度利用について周知を行っていないため。市ホームページでの周知方法などを考える必要がある。	他市のホームページ等を参考にして、市ホームページでの周知を行う。	人権・男女共生課(旧：男女共同参画推進課)	1：発展・充実
26	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15 一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	DV相談者が一時保護を希望する場合に、一時保護施設や警察などの関係機関と連携し、一時保護に速やかにつなげた。	平成30年度一時保護件数：2件 令和元年度一時保護件数：11件	A	DV被害者が一時保護を希望する場合に、一時保護施設や警察などと速やかに連携をとったため。	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	D V相談室	2：継続
27	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	福祉等との連携が必要なDV被害者で、一時保護施設の受け入れが出来ない場合が考えられるため、他施設利用などについて連携する。	65歳以上のDV被害者が一時保護を希望した場合に、高齢介護課と連携し、一時保護所ではなく、養護老人ホームの入所を検討するなどの連携を行った。		B	高齢者の一時保護について、D V相談室での実績はなかったが、高齢介護課と連携を行った。	一時保護所で受け入れができない高齢者や障がい・疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門での一時保護施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	D V相談室	2：継続
28	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行った。	芦屋市立養護老人ホーム和風園 措置者数 8人 生活支援ショートステイ事業 延利用日数 1,167日	B	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったため。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	高齢介護課	2：継続
29	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	引き続き必要に応じて連携を図り、一時保護施設の情報提供を図る。	該当すると思われる事案があった場合に、関係機関との連携を行い一時保護施設の情報提供を行う予定があったが、対象事案がなかった。	対象事案：0件	A	事案はなかったが、連携・情報提供を行う体制がとれていたため。	対象となる事案について関係機関と連携を行い、被保護者の意向に合わせて適切に一時保護施設の情報提供を行う。	障がい福祉課	2：継続
30	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	継続して実施	対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携を行った。	約10世帯	B	相談者の状況に応じた支援が行っていたため。	継続して実施	生活支援課	2：継続
31	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるよう体制を作っていく。	同伴する子どもに配慮した、一時保護の実施。	令和元年度実績：5件	B	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えたため。	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるよう体制を作っていく。	子育て推進課(こども係・子育て支援センター)	2：継続
32	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	必要に応じて、民間シェルター等の情報提供を行った。		B	必要に応じて、民間シェルター等の情報提供を行ったため。情報提供を行っているが、民間シェルターの情報などを入手する必要性はある。	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
33	被害者の安全確保	保護命令に関する支援	1 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言や申立支援などを行った。	平成30年度保護命令申立件数：1件 令和元年度保護命令申立件数：2件	A	被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言や申立支援などを行ったため。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	D V相談室	2：継続
34	被害者の安全確保	被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っている。また、関係機関にDV被害者の情報提供を行う際には、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼している。またDV被害者支援ネットワーク会議等においても周知している。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼している。またDV被害者支援ネットワーク会議等においても周知している。		B	関係機関にDV被害者の情報提供を行う際には、情報管理の徹底や情報の利用については必要最低限にとどめることを依頼しているため。情報管理の徹底などは継続して依頼する必要性がある。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行う。	D V相談室	2：継続

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和元年度事業実施目標	令和元年度取組実績内容	令和元年度取組実績具体的数値	評価	評価理由	令和2年度実施計画	所管課	分類				
35	3	被害者の安全確保	3	被害者情報の保護	1	DV被害者等に関する情報管理の徹底	19	庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っている。	B	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、情報管理の徹底を行っているため。	関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関	2：継続	
36	3	被害者の安全確保	3	被害者情報の保護	1	DV被害者等に関する情報管理の徹底	20	広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設等へDV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	D V被害者が一時保護となった際に、警察や一時保護後の避難先市町村の配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員と情報共有や情報管理について連携を行った。	平成30年度一時保護件数：2件 令和元年度一時保護件数：11件	A	必要に応じて警察や他の配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員と連携を行ったため。	一時保護施設等DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	D V相談室	2：継続
37	3	被害者の安全確保	3	被害者情報の保護	1	DV被害者等に関する情報管理の徹底	20	広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	D V被害者が一時保護となった場合に、関係機関と情報管理の徹底について連携した。	平成30年度一時保護件数：2件 令和元年度一時保護件数：11件	B	必要に応じて関係機関と連携を行ったため。	一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関	2：継続
38	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	1	福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	D V被害者の状況に応じて、情報提供や福祉部門などへの同行支援を行った。		B	必要に応じて、情報提供や同行支援を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
39	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	1	福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	継続して実施	相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行った。情報が入れば窓口で相談対応を行い、必要な制度を案内した。	約10世帯	B	相談者の状況に応じた支援が行えていたため。	継続して実施	生活支援課	2：継続
40	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	1	福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	福祉制度を利用した支援 他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行った。	DV相談件数：7件	B	被害者に合った福祉施策の情報を提供し、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続
41	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	1	福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	令和元年度虐待通報件数 73件	B	被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で適切に福祉制度の情報提供を行った。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	高齢介護課	2：継続
42	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	1	福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	引き続き必要に応じて連携を図り、福祉制度の情報提供を行う。	DV事案について関係機関との情報共有を行い、必要な障害福祉サービスの情報提供を行った。	対象事案：1件	A	対象の事案において連携を行うことができたため。	利用者のニーズを把握するとともに、必要な障害福祉サービスの情報提供を行う。	障がい福祉課	2：継続
43	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	2	保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22	国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、情報提供や同行支援などを行った。		B	DV被害者の必要に応じて、情報提供や同行支援などを行ったため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
44	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	2	保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22	国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	被害の申し出に対して遅滞なく関係機関を案内するとともに、各被害者の現状を正確に把握し、個別事情に応じた柔軟な対応、手続を行う。	国保加入・脱退等の手続の案内・受付時に、より安全に届出・申請できるよう、各ケースに応じて方法を検討し、受付を行った。必要に応じて、庁内の関係所管や、転入・転出先自治体の国保所管課と連携し、手続を進めた。	具体的な相談件数は不明。(年間数件程度)	B	関係所管と連絡を取り、被害者の方に、国民健康保険に関する手続を遅滞なく安全に案内し、完了させる業務を継続的に進めているため。	被害者の情報・状況を正確に把握し、必要な保険・医療・年金等に関する情報の提供、関係所管との連携による安全な手続方法の検討・手続を行う。	保険課	2：継続
45	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	2	保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22	国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがとれるように対応する。	D V相談室と直接電話でやり取りを行い、必要に応じて個室対応する等、他課と連携して相談者に情報提供を漏れなく行った。また、相談者が来庁時にはできるだけ事前にD V相談室と連絡を取り合っスムーズに案内し、相談者が安心して手続きできる環境を目指した。	当該受給者は年間10名程度	A	該当の受給者に対して必要な情報を漏れなく正確に提供でき、慎重に対応したことは評価できる。	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携して相談者がスムーズに安心して手続きがとれるように対応する。	地域福祉課	2：継続
46	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	2	保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22	国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	引続き、D V支援措置の手続を行ったかた等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	基礎年金番号の変更手続の案内 市民課でDV支援措置の手続を行ったかた等に対して、基礎年金番号の変更手続について、情報提供、案内を行った。	手続き自体は年金事務所で行うため件数は不明	B	必要なかたに対して適宜情報提供、案内を行うことができたため (令和元年度新規支援措置受付件数 11件)	引続き、D V支援措置の手続を行ったかた等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	市民課	2：継続
47	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	3	経済的支援等に関する情報提供	23	児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金(貸付)、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の発行を行う。	DV被害者の状況に応じて、情報提供や同行支援を行った。必要に応じてDV相談を行った証明書を発行した。	平成30年度証明書発行件数：29件 令和元年度証明書発行件数：31件	B	DV被害者の必要に応じて、情報提供や同行支援などを行ったため。また、DV相談を行った証明書を必要に応じて発行したため。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書の発行を行う。	D V相談室	2：継続
48	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	3	経済的支援等に関する情報提供	23	児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金(貸付)、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	経済的支援等に関する情報提供 他機関と連携し、来所での相談または電話での相談に応じる。 広報、HPで情報提供を行う。	ひとり親家庭に対する経済的支援等に関する相談件数：218件	B	情報提供を行い就労支援、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続
49	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	3	経済的支援等に関する情報提供	23	児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金(貸付)、生活支援資金等の給付、貸付などの情報提供	継続して実施	相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行った。	約20世帯	B	活用できる他法を案内することによって、対象世帯の生活支援を行っていたため。	継続して実施	生活支援課	2：継続
50	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	4	司法手続きに関する情報提供、助言	24	法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターやお困りです課の法律相談、弁護士会の無料相談や法テラスについて情報提供を行った。		B	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターやお困りです課の法律相談、弁護士会の無料相談や法テラスについて情報提供を行ったため。	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	D V相談室	2：継続
51	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	5	住居確保に向けた支援	25	公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅についての情報提供を行った。		B	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅についての情報提供を行ったため。避難先の市営住宅等の情報収集が必要である。	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
52	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	5	住居確保に向けた支援	25	公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	市営住宅入居希望者の登録受付時にDV被害者も登録可能との内容を8月号の広報紙に掲載。	令和元年度の申込みは無かった。	B	申込みには至らなかったが、問合せはあったので、一定の周知は図られたと考えている。	広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。	住宅課	2：継続
53	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	5	住居確保に向けた支援	26	母子生活支援施設等の入所支援、情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。また、所管課と連携して入所支援を行う。	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行った。DV被害者で母子生活支援施設へ入所となったケースはなかった。	DV被害者の母子生活支援施設の入所はなかった。	B	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行ったため。母子生活支援施設の入所については、所管課と連携の必要があると考えている。	子どものいるDV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。また、所管課と連携して入所支援を行う。	D V相談室	2：継続
54	4	被害者の自立支援	1	生活の安定に向けた支援	5	住居確保に向けた支援	26	母子生活支援施設等の入所支援、情報提供	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	母子自立支援施設等の情報提供、入所支援相談時には一時保護や母子自立支援施設等の情報を提供し、配募センター等関係機関との連携により、いつでも対応できる体制を整えた。 (母子自立支援施設への入所措置)	母子自立支援施設の入所：0件	B	母子自立支援施設への入所措置には至らなかったが、関係機関と連携し、いつでも対応できる体制を整えているため。	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	子育て推進課 (こども係)	2：継続

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和元年度事業実施目標	令和元年度取組実績内容	令和元年度取組実績数値	評価	評価理由	令和2年度実施計画	所管課	分類
55	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	1 就労に関する情報提供	27	ハローワーク等について、情報提供や同行支援、職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。 DV被害者の状況に応じて、ハローワークの求人情報について情報提供を行った。ハローワークへの同行支援はニーズがなかったため行ってない。		B	DV被害者の状況に応じて、ハローワークの求人情報について情報提供を行ったため、同行支援については、他市から避難してきた人を想定しているが、他市から避難してきたDV被害者が相談につながるという課題がある。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
56	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	28	母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	子どものいるDV被害者の就労については、必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行う。 子どものいるDV被害者の就労について、必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行った。		B	子どものいるDV被害者の就労について、必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行ったため。母子生活支援施設の入所については、所管課と連携の必要があると考えている。	子どものいるDV被害者の就労については、必要に応じて母子父子自立支援員の情報提供や連携を行う。	D V相談室	2：継続
57	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	28	母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う。 母子・父子自立支援員（1人）によるひとり親の就業相談の実施 母子・父子自立支援員を設置し、来所での相談または電話での相談に応じ、ハローワークと連携し情報提供をする。	母子・父子自立支援プログラム策定事業：2件	B	就業相談で就労支援、経済的支援等、自立に向けた相談が行えたため。	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う。	子育て推進課（こども係）	2：継続
58	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	29	保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて、保育所等の情報提供を行う。 子どものいるDV被害者の状況に応じて、保育所等の情報提供を行った。		B	子どものいるDV被害者の状況に応じて、保育所等の情報提供を行ったため。避難先の保育所等の情報収集が必要である。	子どものいるDV被害者の状況に応じて、保育所等の情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
59	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	2 同伴する子どもがいるDV被害者への支援、情報提供	29	保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連携しながら、入所支援や情報提供を行う。（入所係） 子育て支援に関する情報を随時発信できるような他課との連携を図りつつ、市役所内から広く記事を募集し、子育てアプリを一層活用して、子育て支援に関する情報の発信に努める。（政策係） ・DV被害者には、必要な情報を正確に提供し、その情報管理を徹底するよう努めた。また保育施設等に丁寧に情報伝達をし、管理についても確認を行った。（入所係） ・子育て支援に関する情報を随時発信できるような他課との連携を図りつつ、庁内から広く記事を募集し、未就学児対象のイベント情報や講座、説明会等の開催情報を配信し、子育て家庭に有意義な情報の提供に努めた。（政策係）	・1回程度実施した。（入所係） ・子育てサポートブック「わくわく子育て」の発行：3,000部（政策係） ・アプリ登録者数2,001人（令和2年3月末時点）（政策係）	A	・保育のために必要な情報連携ができたため。（入所係） ・出産や転入手続きで来庁した保護者に子育てサポートブックを配布できたため。（政策係） ・子育てアプリについても保護者にリーフレットの配布するなどして引き続き周知を行い、登録者数は平成30年3月末の1,721人より280人増加した。また、定期的に庁内の掲示板にて他部署の掲載記事を募集して活用を図っており、一定の効果が認められるため。（政策係）	・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連携しながら、入所支援や情報提供を行う。（入所係） ・子育てサポートブックを発行して広く配布し、情報提供を行う。（政策係） ・子育てアプリでは、引き続き子育て家庭に有意義な情報を随時発信できるよう、全庁的な活用促進に努める。（政策係）	子育て推進課（政策係・入所係）	2：継続
60	被害者の自立支援	3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	30	兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。 DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターの女性相談などの情報提供を行った。		B	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターの女性相談などの情報提供を行ったため。こころのケアセンターについての情報収集が必要である。	DV被害者の状況に応じて、女性相談やこころのケアセンター相談室などの情報提供を行う。	D V相談室	2：継続
61	被害者の自立支援	3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	31	市内の医療機関との連携・協力	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制づくりのため、DV相談室の周知を行う。 DV被害者支援については、市立戸屋病院と連携協力を行った。また、市内医療機関から通報があり、連携・協力を行った。		B	市立戸屋病院や市内医療機関と連携・協力を行えたため。DV相談室の周知については、医師会への周知が必要と考えている。	市内の医療機関との連携・協力に向けた体制づくりのため、DV相談室の周知を行う。	D V相談室	2：継続
62	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	DV被害者の子どもが就学する場合、所管課と連携し、引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。 避難してきたDV被害者の子どもが就学する場合に、関係機関と連携し、引き続き就学できるよう支援した。また、避難先の教育委員会で手続をすように情報提供した。		A	必要に応じてDV被害者に情報提供や関係機関との連携を行ったため。	避難してきたDV被害者の子どもが就学する場合に、所管課と連携し、引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。	D V相談室	2：継続
63	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	引き続き、必要に応じて相談に対応したり、他課にもつなげたりしていく。 子育ての悩みや家族間の深刻な相談を窓口や各施設が受けた場合は、個別対応し、ケース会議を開く等他機関と連携を行ったが、他機関につなげる事例はなかった。		B	他機関との連携はできているが、事例がなかったため。	引き続き、相談に対応し、他機関と連携を行う。	子育て推進課（保育係）	2：継続
64	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。 転入学の際、DV等の事情がある場合に、保護者へ関係機関に相談するように促し、関係機関へ適切な情報提供をした。また、関係機関と連携しながら、児童・生徒や保護者の安全確保のため、転入学の手続を支援した。	8件	A	関係機関と円滑に連携し、情報共有ができていた。	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。	管理課	2：継続
65	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要な情報の収集、提供、管理の徹底を図る。 各学校において、道徳、総合的な学習の時間、教科等の中で多様性について学習する機会を設けた。また、研修会を通して多文化共生やLGBTについて学ぶ機会を設けた。	多文化共生について126時間、LGBTについて22時間の授業を実施した。NHK教材を用いた研修や、看護師や保育士の方を招聘しての研修会を小中学校各1校で実施した。	B	多様な性や多文化共生について、研修会を通して理解を深めている。また、授業や懇談会中で考える機会を設けている。今後さらに、心理的虐待を受けた児童生徒への対応について理解を深める必要がある。	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要な情報の収集、提供、管理の徹底を図る。	学校教育課	2：継続
66	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子ども心のケアに関する支援	33	家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による、子どもやその親の心のケア	子育てセンターや家庭児童相談室で、こどもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。 子育て支援センターで来所または電話での子育て相談に応じ、不安の解消に努めた。	子育てセンター：相談件数3,458件 家庭児童相談室：相談件数375件	B	相談窓口として広く認識してもらえるよう努めることができたため。	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、こどもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。	子育て推進課（子育て支援センター）	2：継続
67	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子ども心のケアに関する支援	33	家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による、子どもやその親の心のケア	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。 関係機関からの連絡により、住民登録の有無に関わらず、家庭児童相談室等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。		B	関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課	2：継続
68	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子ども心のケアに関する支援	34	こども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。 要保護児童対策地域協議会の運営。要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、個別ケース会議の実施	代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議280回	B	要保護児童対策地域協議会において、こども家庭センターなどの関係機関とネットワークにより連携・情報共有をしながら、子どもの心のケアに関する適切な支援を行うことができたため。	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。	子育て推進課（子育て支援センター）	2：継続
69	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	2 子ども心のケアに関する支援	35	学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で子ども心のケアや支援を行う相談体制を充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実に努める。 教職員向けの研修会を、戸屋市に配置しているスクールカウンセラーを講師として実施した。保護者向け、児童生徒向けの研修会も実施した。	各小中学校において、年間1回実施。児童・生徒向け研修会は、各学校で年間1回ずつ実施。	B	内容を維持しながら継続したものであった。	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、連携して児童生徒への相談体制ができるように努める。	学校教育課	2：継続
70	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	3 子育て支援に関する情報提供の充実	36	乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供や所管課と連携を行う。 住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、健康課への案内や健診などについての情報提供を行った。		B	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、健診などについての情報提供を行ったため。	住民登録がない子どもがいるDV被害者に対し、乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行うとともに、所管課と連携を行う。	D V相談室	2：継続
71	被害者の自立支援	4 子どもへの支援	3 子育て支援に関する情報提供の充実	36	乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。 関係機関からの連絡により、住民票の有無に関わらず、乳幼児健康診査、予防接種、相談事業等の情報提供を行い、支援できるよう配慮している。		B	関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	健康課	2：継続